

浅口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 27 日

条例第13号

浅口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定
める条例(平成25年浅口市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改
める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。